

長門市議会基本条例 検証結果報告書

平成 31 年(2019 年) 4 月

長門市議会 議会運営委員会

1 はじめに

長門市議会基本条例（以下「条例」という。）は、平成 28 年 9 月 23 日の本会議において可決、成立し、平成 28 年 9 月 26 日から施行された。

この条例は、二元代表制の下、合議機関である議会の役割を明らかにし、議会とその構成員である議員が活動するにあたっての基本的な事項を定め、議会及び議員の活動の充実と活性化を図ることにより、市民福祉の向上及び公正で民主的な市勢の発展に寄与することを目的としたものである。

長門市議会では「市民から信頼される議会」の構築を目指し、これまで様々な議会改革に取り組んできた。

こうした中、条例第 21 条には「議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において常に検証するものとする」と規定しており、平成 30 年 9 月に実施された議会に対する市民アンケートの結果や、条例施行から 2 年が経過したことなどにより、これまでの議会活動の達成状況等の検証及び評価を行うため、平成 30 年 10 月から検証作業として、全議員から各条文に対する課題、評価意見を提出してもらい、それをもとに議会運営委員において議論、協議を重ね、委員の総意により委員会としての検証結果をまとめたものである。

2 検証体制及び検証方法について

条例検証にあたっては、4 段階での評価を行うこととし、議会運営委員会において各条文ごとの評価、判定を行い、その判定理由を明確にするための協議を行った後、各章ごとの評価、判定及び今後の取り組み、条例改正の必要性の有無などについて検討を行った。なお、検証の評価が困難な条文、項目については検証対象外とすることとした。

【検証・評価の段階】	【条例改正の必要性】
1：十分実践できている	1：改正の必要なし
2：実践しているが不十分	2：改正に向け検討の必要あり
3：実践できていない	
4：検証対象外	

3 条例検証の経過

年月日	会議	協議内容
H30.6.4	議会運営委員会	議会基本条例の検証について協議（提起）
H30.8.7	議会運営委員会 協議会	議会基本条例の検証作業について協議
H30.9.6	議会運営委員会 協議会	（議員セルフ）チェックシートの素案について
H30.10.9	議会運営委員会	（議員セルフ）チェックシート素案の提示
H30.10.15	議会運営委員会 協議会	（議員セルフ）チェックシートの検証項目（45項目、自由意見記入欄）の検討及び周知方法について協議
H30.10.23	議会運営委員会 協議会	（議員セルフ）チェックシートの検証項目（45項目、自由意見記入欄）の検討、決定
H30.10.25	議員全員協議会	（議員セルフ）チェックシートを、議長を除く全議員へ配布、協力依頼（提出締切 11/12）
H30.11.12	議会運営委員会	（議員セルフ）チェックシート集約結果のデータ化について協議
H30.11.26	議会運営委員会	（議員セルフ）チェックシート集約結果の取扱いについて
H30.12.21	議員全員協議会	（議員セルフ）チェックシート集約結果の報告
H31.1.29	議会運営委員会 協議会	第1回検証作業（項目1から11まで検証）
H31.2.5	議会運営委員会 協議会	第2回検証作業（項目12から31まで検証）
H31.3.4	議会運営委員会 協議会	第3回検証作業（項目32から45まで検証）
H31.4.9	議会運営委員会 協議会	第4回検証作業（第2章及び第3章）
H31.4.16	議会運営委員会 協議会	第5回検証作業（第1章、第4章から第10章まで）及び報告書の調製について
H31.4.25	議会運営委員会 協議会	第6回検証作業（報告書の最終調製）
H31.4.26		議長へ検証結果報告書の提出

4 検証結果について

別紙のとおり

「議会基本条例検証結果及び意見（章単位）」（P4～）

「議会基本条例検証結果及び意見（項番単位）」（P7～）

（参考資料）「議員に対して行ったアンケート調査（自己評価）結果」（P13～）

5 結果の公表

検証の結果については、議会ホームページや議会だよりに掲載

6 むすびに

平成 28 年の条例施行後、初めて条文、項ごとの評価判定作業を行い検証結果を取りまとめるに至った。ここ数年の議会改革の歩みを振り返り認識するとともに、議会運営の今後への課題や、各議員の資質向上の必要性など、我々議会が目指す「市民から信頼される議会」に向け、現時点における到達点の確認がされたように思われる。判定結果では「実践しているが不十分」との検証評価が大半を占めたが、検証協議の中では改革の歩みは着実に進められているとの意見も数多く寄せられた。

議会改革には終わりはなく、この検証をもとに不断の努力を重ねること、変わりゆく社会情勢や市政の状況、市民ニーズ等に対応し、今後必要とされる時期に条例検証評価を行い、さらなる議会改革に向けて邁進することをここに書き記しておきたい。

議会運営委員会における議会基本条例検証結果及び意見（章単位）

【検証・判定番号について】

議運判定欄の数値については下記のとおり

議運判定①・・・これまでの活動内容を4段階で判定

1. 十分実践できている 2. 実践しているが不十分 3. 実践できていない
4. 検証対象外

議運判定②・・・議会基本条例改正の有無について2段階で判定

1. 改正の必要なし 2. 改正に向け検討の必要あり

第1章 総則（第1条）

議運判定①	判定理由及び今後の取り組み
4	検証対象外
議運判定②	特記事項
1	基本条例の根幹であり、現時点において文言、内容については改正の必要はない。

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条、第3条、第4条）

議運判定①	判定理由及び今後の取り組み
2	議会の合議体としてはある程度の進化、改革が進められてきているが、議員個々としての取り組みについては、今後より一層の資質向上、不断の努力が必要である。
議運判定②	特記事項
1	第4条については、現在、長門市議会では会派を結成していないが、議員活動においては必要な制度であり条例改正の必要性はないものと判断する。

第3章 市民と議会の関係（第5条、第6条）

議運判定①	判定理由及び今後の取り組み
2	積極的な情報発信や議会報告会など開かれた議会への取り組みが進められているが、政策立案、政策提言までには至っておらず、今後も住民との意見交換の場を多様に設け、議会報告会の更なる充実や公聴会、参考人制度の活用などの取り組みが必要である。
議運判定②	特記事項
1	

第4章 議会と行政の関係 (第7条、第8条、第9条)	
議運判定①	判定理由及び今後の取り組み
2	市政上の論点・争点を整理し、政策の形成過程等に係る説明や資料提示などを求め審議を行っているが、その説明を受け多角的に切り込んだ政策討議の面においては不十分なところもあり、今後さらなる議会審議での論点の明確化、議論水準の向上を図り、議会と執行部との緊張関係の保持に努める必要がある。
議運判定②	特記事項
1	第7条第2号の「反問権」については、現在のところ論点整理上の確認の程度にとどめることとしており、実際には機能していないものとなっていることから、今後はより活発な議論となるよう「反論」の取扱いについて整理、検討することも必要である。
第5章 議員間討議（自由討議）の保障 (第10条)	
議運判定①	判定理由及び今後の取り組み
1	以前と比べると徐々にではあるが、発議、動議による議員間討議において活発な議論を交わし、要望書や意見書、また附帯決議の提出などが行われているが、有機的に機能していない点もあることから、今後も各議員が討議に対する意識を高め、審議にあたっては議員相互間の自由な討議により議論を尽くし合意形成に努めていく必要がある。
議運判定②	特記事項
1	別に定める議員間討議の実施要綱については、今後、実情に見合ったものへ規定を整理する必要がある。
第6章 委員会の活動 (第11条)	
議運判定①	判定理由及び今後の取り組み
2	委員会での意見交換会や学習会の開催など活発な活動が行われているが、市民の声が政策に活かされているというところまでには至っておらず、今後は委員会審査において市民との意見交換の場や参考人、公聴会制度を積極的に活用し、市民の意見を反映させた政策提言につなげていく必要がある。
議運判定②	特記事項
2	議員からの自由意見として、委員長等の責務について規定追加の提案があることから、今後の課題として協議の必要性があるのではないか。 (P16 参照)

第7章 政務活動費 (第12条)	
議運判定①	判定理由及び今後の取り組み
2	政務活動費については、条例及び規則に基づき適正に執行されており、支出の根拠となる領収書等をホームページで公開し、その使途の透明性の確保をより高めるよう努めている。しかし、支給金額等の面から調査した成果が政策提言に活かされるまでは至っておらず、制度内容等の見直しについて今後の検討課題である。
議運判定②	特記事項
1	長門市議会報酬・期末手当及び定数等調査研究会（以下「報酬等研究会」という。）の議論も踏まえ、今後、政務活動費の金額の妥当性についても検討を要す。
第8章 議会機能の充実強化 (第13条、第14条、第15条、第16条)	
議運判定①	判定理由及び今後の取り組み
2	議会機能の充実強化として、政策立案能力の向上等を目的とした議員研修会の開催や、多様な広報手段を活用した情報発信などの取り組みが図られているが、議員の調査研究に資するための議会図書室の整備、活用については不十分であることから、今後、図書類やパソコン等機器の充実を図り、議員が活用しやすい環境整備を行う必要がある。
議運判定②	特記事項
1	議会事務局の体制強化については、職員数の確保も含め今後協議することも必要なのではないかと。
第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇 (第17条、第18条、第19条)	
議運判定①	判定理由及び今後の取り組み
1	長門市議会議員政治倫理条例を規範とし、議員として倫理、道德面において常に意識しながら活動している。 議員の身分及び待遇については、報酬等研究会での調査、研究段階であり、その研究結果等を踏まえたうえで、今後検討する必要がある。
議運判定②	特記事項
1	報酬等研究会での検証をもとに、今後検討を要す。
第10章 条例の検証及び見直し手続き (第20条、第21条)	
議運判定①	判定理由及び今後の取り組み
4	検証対象外
議運判定②	特記事項
1	この度の検証作業を踏まえ、今後、条例改正等も含めて検討することとなるが、改正等が行われた後に、議会活動が条例の目的どおり効果的に行われているのかを検証する必要がある。

議会運営委員会における議会基本条例検証結果及び意見（項番単位）

【検証・判定番号について】

議運判定欄の数値については下記のとおり

1. 十分実践できている 2. 実践しているが不十分 3. 実践できていない 4. 検証対象外

条	項番	項 目	
		議運判定	(議運の) 判定理由
第 1 章 総則			
第 1 条	1	この条例は、長門市議会の議会運営及び議員に係わる基本的事項を定め、議会及び議員の活動の充実及び活性化を図ることにより、市民福祉の向上及び公正で民主的な市勢の発展に寄与することを目的とする。	
		4	検証対象外
第 2 章 議会及び議員の活動原則			
第 2 条	2	1. 公正性、透明性を確保し、市民に開かれた議会が実践されているか	
		2	① フェイスブックについては、以前と比較して、きめ細かい更新ができています。 ② 常任委員会の会議録についてインターネット上での公開を開始した。 ③ 新庁舎完成後の常任委員会のテレビ中継実施については決定しているが、現在は未実施。 ④ 過去の議会改革特別委員会により協議された「会議のインターネット配信」については進んでいない。
	3	2. 市民の多様な意見を把握し、市政に反映させる運営に努めているか	
		2	① 議会報告会などで市民の意見を聞く機会をつくっているが、開催方法についてさらに工夫が必要と感じる。 ② 議会報告会は、より多くの市民の声を聞くことを目的に開催会場を増やした。 ③ 常任委員会として意見交換会の開催など、今以上に努力が必要と感じている。 ④ 議員個々の活動では市民の声を一般質問で取り上げるなど努力はされているが、合議体としての運営という面では物足りなさがある。
	4	3. 市民にとって分かりやすい言葉を用いた説明に努めているか	
		2	① 議会だよりの編集作業においては、分かりにくい語句には説明文を注記するよう努力をしている。 ② 一般質問で分かりにくい語句を使用する際は、同時に語句の説明をしている。 ③ 本会議など執行部に対しては行政用語等を使用するほうがスムーズに議論ができる。市民に対しては議会用語や行政用語を分かりやすく説明する努力が必要である。(市民の立場に立った説明が必要)

条	項番	項 目	
		議運判定	(議運の) 判定理由
第2条	5	4. 議会内の申し合わせ事項は不断に見直しをしているか	
		2	① 申し合わせ事項の内容について、積極的には見直しが行われていない。 ② 問題提起については禁止することなく広く間口を広げている。 ③ 問題提起されたものについては先例にとらわれず柔軟に対応できている。
第3条	6	1. 議会が言論の府であること、合議機関であることを認識し自由な討議を重んじているか	
		1	① 過去と比較すれば意見が言いやすい環境になっている。 ② 当選回数を問わず自由な意見が出ている。 ③ 積極的に発言する議員は決まっている。 ④ 実践はできていないかもしれないが、意識としては議員間討議を重んじている。
	7	2. 市民の代表としてふさわしい活動をしているか	
		4	① 「ふさわしい活動」の定義については個々で認識が異なるため、合議体としての評価が困難である。 ② 日々の活動の中で自分ではできていると思っても、他者からみてどうなのかわからない。 ③ 「市民の代表としてふさわしい活動」とは何なのか、共通認識ができるのかを検討する必要がある。(検証が困難)
	8	3. 一部の団体、地域の代表にとらわれず、市民全体の福利の向上を目指して活動しているか	
		1	① 自分が居住している地区の案件について活動が偏るのは仕方ない。(地域の代表であり市民も地元議員を頼りにしやすい) ② 特定の業種や地域を優遇するのではなく、市全体のことを平等に考え活動している。 ③ 自分が置かれている環境によっては、特定の者の状況(子育て世代やシニア世代など)を伝える役割もあり実際に一般質問も行っているが、議決権の行使にあたっては市民全体を平等にとらえ採決に臨んでいる。
9	4. 政策立案、政策決定、政策提言等において議論を尽くし意思を表明できているか		
	2	① 女性議員全員の連名で提出した提言書の提出や、委員会審査に基づいた「決算案件に係る要望的意見書」の提出を行うなど、努力はしている。 ② 政策立案までには至っていないし、議員個々の能力が足りない。	
第4条	10	1. 会派を結成することができる	
		4	① 現在は会派が結成されていないという理由で条文を削除すべきではない。 ② 「実践できているか」という問い自体がそぐわない。もっと議論の余地もあり判定は困難である。 ③ 少人数会派は必要なのか。 ④ 会派結成の保証はすべきである。

条	項番	項 目	
		議運判定	(議運の) 判定理由
第4条	11	2. 会派に関することは議長が定める	
		4	検証対象外
第3章 市民と議会の関係			
第5条	12	1. 議会は市民に積極的に情報を発信し、説明責任を果たしているか	
		1	① フェイスブックによる情報発信については努力をしている。 ② フェイスブックは対象者が限られる。(高齢者は見ない) ③ 政務活動費の報告書や委員会会議録の公開も開始した。
	13	2. 議会は、市民の意見、知見を審査等に反映させるため、公聴会、参考人制度の活用を努めているか	
		2	① 制度自体を理解する必要がある。(理解できていない) ② 過去には常任委員会で行った実績もあるが、最近はない。
	14	3. 議会は、住民との意見交換の場を多様に設け、政策立案能力の強化や政策提言の拡大が図れているか	
		2	① 市民の意見を聞く機会は設けているが、政策立案に至っていない。 ② 過去には意見交換が頻繁に行われていた。 ③ 単発的な場で終わっている。(次につながっていない)
第6条	15	議員及び市民が自由に情報、意見を交換する議会報告会ができているか	
		1	① 以前に比べると内容も充実している。 ② もう少し市民の意見が出やすい(市民も意見交換に参加しやすい)方法を考えるべき。 ③ 報告会の開催に向けて、議員が結束して当たることができている。 ④ 数字的には前年度実績値(開催場所・参加人数)を上回っている。
第4章 議会と行政の関係			
第7条	16	1. 本会議における質疑応答は、市政上の論点、争点が明確にできているか	
		2	① 自分の中では明確にして議論するように意識し努めている。 ② 本会議質疑の件数が少ない。
	17	2. 本会議、委員会に出席した市長等は、議員の質問に対し反問できる	
		4	① 反問権と反論権の違いについて理解する必要がある。

条	項番	項 目	
		議運判定	(議運の) 判定理由
第 8 条	18 19 20 21 22 23	<p>議会は、市長が提案する政策について次に掲げる事項の説明を求めているか</p> <p>(1) 政策等を必要とする背景</p> <p>(2) 提案に至るまでの経緯</p> <p>(3) 他の類似する自治体との比較検討</p> <p>(4) 総合計画における根拠、位置づけ</p> <p>(5) 政策の実施にかかわる財源措置</p> <p>(6) 将来にわたる政策効果、コスト</p>	
	24	2	<p>① 政策効果、コストの面については議会側から追及ができていない。</p> <p>② 事業実施にあたっての「財源」にもっと焦点を当てて議論する必要がある。(議員個々のレベルを上げる必要がある)</p>
第 9 条	25	<p>議会は、予算決算の審査にあたっては、わかりやすい政策別、事業別の説明を求めているか</p>	
		2	<p>① 必要な資料の提出要望については徐々にできてきている。</p> <p>② 必要な資料は、個人的にではなく合議体として求めていくことが肝要である。</p>
第 5 章 議員間討議（自由討議）の保障			
第 10 条	26	<p>1. 議会は、言論の府であることを認識し、自由な議員間討議を重視した議会運営に努めているか</p>	
		1	<p>① 自ら積極的に討議を行っていない。</p> <p>② 議員間討議の本来の目的が果たされていない。</p> <p>③ 以前に比べると徐々にではあるが議員間討議が行われている。</p> <p>④ 認識していないだけで、実際には活発に議員間で意見の交換等が行われている。</p>
	27	<p>2. 会議において、議員、委員会、市長提出議案、市民提案に関し、議員相互の議論を尽くし合意形成できているか</p>	
		2	<p>① 平成 29 年度一般会計決算審査に基づいた「要望的意見書」の提出は合意形成ができた実績である。</p> <p>② 市民等からの要望・陳情については各所管の委員会で議論を行うよう努力している。</p>
第 6 章 委員会の活動			
第 11 条	28	<p>1. 市政の諸課題を適正に判断し、専門性及び特性を生かした運営ができているか</p>	
		2	<p>① 意見交換会や学習会は目的を持って開催している。</p> <p>② 各委員会における（活動において）課題の発見・解決が遅い。</p> <p>③ 委員会の活動は確実に進展している。</p>
	29	3	<p>2. 参考人制度、公聴会制度の活用ができているか</p> <p>項番 13（第 5 条）と同じ…（P9 参照）</p>

条	項番	項 目	
		議運判定	(議運の) 判定理由
第11条	30	3. 審査にあたっては、資料を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論ができているか	
		2	① 部分的には資料を求めて情報共有し審査を行っている事例もある。 ② 資料を求めることについては、積極的に行った事例が少ない。
	31	4. 市民、市民団体等との意見交換の場を設け、政策能力の強化、政策提言の拡大は図れているか	
		2	項番 14 (第 5 条) と同じ… (P9 参照)
第 7 章 政務活動費			
第12条	32	1. 政務活動費の執行にあたっては「長門市議会政務活動費の交付に関する条例」が遵守されているか	
		1	① 議員自らのチェックと事務局の二重チェックが行われている。 ② 1 円から領収書の添付が必要など他と比較し厳しい内容となっている。
	33	2. 「長門市議会政務活動費の交付に関する条例」の改正にあたっては、議会内で十分な検討をすることができるか	
		2	① 金額の妥当性について議会全体の合議になっていないのではないかと。 ② 研修視察旅費等も含めて今後は議論が必要。
第 8 章 議会機能の充実強化			
第13条	34	1. 議員研修の充実強化は図られているか	
		1	① 過去と比較し研修会は開催できている。 ② 自らの積立金(互助会)を活用し研修会を開催した実績がある。
	35	2. 各分野の専門家、市民等との研修会が開催できているか	
		2	① 市民を巻き込んだ研修会の開催はこれからである。 ② 課題や共通認識を持ち、そのテーマに基づいた研修会の開催が求められる。
第14条	36	議会事務局の調査、法務機能の充実強化は図られているか	
		2	① 職員研修には積極的に参加すべき。 ② パートナーとしての立ち位置を今一度確認する必要がある。 ③ 法制実務に疎い面がある。
第15条	37	図書室の充実強化は図られているか	
		2	① パソコンなど必要な備品がそろっていない。 ② 利用実績は少ないが皆無ではない。
第16条	38	情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段、体制整備、広報活動の充実強化は図られているか	
		2	① フェイスブックに限らず、様々なツールを活用しさらに広報活動を強化すべき。

条	項番	項 目	
		議運判定	(議運の) 判定理由
第 9 章 議員の政治倫理、身分及び待遇			
第 17 条	39	長門市議会議員政治倫理条例を規範とし、遵守できているか	
		1	① 倫理、道德面においては常に意識して活動しており、過去に問題が起こったこともない。
第 18 条	40	1. 議員定数は、長門市議会議員定数条例で定められているが遵守されているか	
		4	検証対象外
	41	2. 議会は、議員定数について必要に応じ調査検討ができているか	
		1	① 長門市議会報酬・期末手当及び定数等調査研究会を立ち上げ検討している。
第 19 条	42	議員報酬は市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例に定められている	
		4	検証対象外
第 10 章 条例の検証及び見直し手続き			
第 20 条	43	この条例が議会の基本的事項を定める条例であることを認識し、条例の制定や改廃する場合は、この条例との整合性を図るものとする	
		4	検証対象外
第 21 条	44	1. 議会はこの条例の目的が達成されているかを、議会運営委員会において、常に検証するものとする	
		4	検証対象外
	45	2. 検証に基づいて、この条例の改正を含め、適切な措置を講じるものとする	
		4	検証対象外

議員に対して行ったアンケート調査(自己評価)結果

実施期間 … 平成 30 年 10 月 25 日から平成 30 年 11 月 12 日

対象者 … 議長を除く全議員 (17 名)

判定番号について … 判定欄の数値については下記のとおり。

1. 十分実践できている 2. 実践しているが不十分 3. 実践できていない ※斜線は検証対象外項目

条	項番	項 目	判 定		
			1	2	3
第 1 章 総則					
第 1 条	1	この条例は、長門市議会の議会運営及び議員に係わる基本的事項を定め、議会及び議員の活動の充実と活性化を図ることにより、市民福祉の向上及び公正で民主的な市勢発展に寄与することを目的とする	/		
第 2 章 議会及び議員の活動原則					
第 2 条	2	1. 公正性、透明性を確保し、市民に開かれた議会が実践されているか	5	12	0
	3	2. 市民の多様な意見を把握し、市政に反映させる運営に努めているか	4	12	1
	4	3. 市民にとって分かりやすい言葉を用いた説明に努めているか	6	8	3
	5	4. 議会内の申し合わせ事項は不断に見直しをしているか	6	7	3
	第 3 条	6	1. 議会が言論の府であること、合議機関であることを認識し自由な討議を重んじているか	5	12
7		2. 市民の代表としてふさわしい活動をしているか	6	10	1
8		3. 一部の団体、地域の代表にとらわれず、市民全体の福利の向上を目指して活動しているか	5	11	1
9		4. 政策立案、政策決定、政策提言等において議論を尽くし意思を表明できているか	2	11	4
第 4 条	10	1. 会派を結成することができる	0	0	16
	11	2. 会派に関することは議長が定める	/		
第 3 章 市民と議会の関係					
第 5 条	12	1. 議会は市民に積極的に情報を発信し、説明責任を果たしているか	3	13	1
	13	2. 議会は、市民の意見、知見を審査等に反映させるため、公聴会、参考人制度の活用に取り組んでいるか	1	5	11
	14	3. 議会は、住民との意見交換の場を多様に設け、政策立案能力の強化や政策提言の拡大が図れているか	0	12	4
第 6 条	15	議員及び市民が自由に情報、意見を交換する議会報告会ができているか	7	10	0

第4章 議会と行政の関係								
第7条	16	1. 本会議における質疑応答は、市政上の論点、争点が明確にできているか	3	11	3			
	17	2. 本会議、委員会に出席した市長等は、議員の質問に対し反問できる						
第8条	18	議会は、市長が提案する政策について次に掲げる事項の説明を求めているか						
	19	(1) 政策等を必要とする背景	3	8	4			
	20	(2) 提案に至るまでの経緯	3	5	6			
	21	(3) 他の類似する自治体との比較検討	1	10	5			
	22	(4) 総合計画における根拠、位置づけ	3	5	6			
	23	(5) 政策の実施にかかわる財源措置	2	5	7			
第9条	24	(6) 将来にわたる政策効果、コスト	2	7	5			
	25	議会は、予算決算の審査にあたっては、わかりやすい政策別、事業別の説明を求めているか	5	9	2			
第5章 議員間討議（自由討議）の保障								
第10条	26	1. 議会は、言論の府であることを認識し、自由な議員間討議を重視した議会運営に努めているか	3	14	0			
	27	2. 会議において、議員、委員会、市長提出議案、市民提案に関し、議員相互の議論を尽くし合意形成できているか	1	14	1			
第6章 委員会の活動								
第11条	28	1. 市政の諸課題を適正に判断し、専門性及び特性を生かした運営ができているか	4	9	4			
	29	2. 参考人制度、公聴会制度の活用ができているか	0	0	17			
	30	3. 審査にあたっては、資料を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論ができているか	2	8	7			
	31	4. 市民、市民団体等との意見交換の場を設け、政策能力の強化、政策提言の拡大は図れているか	0	9	8			
第7章 政務活動費								
第12条	32	1. 政務活動費の執行にあたっては「長門市議会政務活動費の交付に関する条例」が遵守されているか	15	2	0			
	33	2. 「長門市議会政務活動費の交付に関する条例」の改正にあたっては、議会内で十分な検討をすることができているか	4	2	8			

第 8 章 議会機能の充実強化					
第 13 条	34	1. 議員研修の充実強化は図られているか	4	11	2
	35	2. 各分野の専門家、市民等との研修会が開催できているか	2	4	10
第 14 条	36	議会事務局の調査、法務機能の充実強化は図られているか	2	12	2
第 15 条	37	図書室の充実強化は図られているか	0	3	12
第 16 条	38	情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段、体制整備、広報活動の充実強化は図られているか	3	12	1
第 9 章 議員の政治倫理、身分及び待遇					
第 17 条	39	長門市議会政治倫理条例を規範とし、遵守できているか	11	6	0
第 18 条	40	1. 議員定数は、長門市議会議員定数条例で定められているが遵守されているか	/		
	41	2. 議会は、議員定数について必要に応じ調査検討ができているか			
第 19 条	42	議員報酬は市議会議員の報酬、費用弁償、期末手当に関する条例に定められている	/		
第 10 章 条例の検証及び見直し手続き					
第 20 条	43	この条例が議会の基本的事項を定める条例であることを認識し、条例の制定や改廃する場合は、この条例との整合性を図るものとする	/		
第 21 条	44	1. 議会はこの条例の目的が達成されているかを、議会運営委員会において、常に検証するものとする	4	7	4
	45	2. 検証に基づいて、この条例の改正を含め、適切な措置を講じるものとする	/		

【 条例改正に係る具体的な意見・提案があったものを掲載 】

- 議会基本条例に下記にあるような条文を加えてみてどうか。

第〇条 議長の責務

- 1 議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。
- 2 議長は、緊急かつ重要な案件が発生した場合には、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）101条第2項の規定に基づき、市長に対し、速やかに臨時会の招集を請求するものとする。

（委員会の適切な運営）

第11条 委員会は、市政の諸課題を適正に判断し、専門性及び特性を生かした適切な運営に努めるものとする。

※上記に下記を追加。

（委員長及び副委員長）

- 1 委員長は、調査又は審査を行う委員会の特性をいかし、それぞれの設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう常に問題意識をもって適切な運営に努めなければならない。
- 2 委員長は、委員会の秩序を保持し、効率的な議事の整理に努め、委員会の事務をつかさどること及び議員間の自由討議が活発に行われるよう努めるものとする。